

公 示 送 達 書

令和 8 年 8 月 18 日

下記の書類について、地方税法第 20 条の 2 及び安芸市市税条例第 18 条の規定により
公示送達します。送達する書類は当市役所税務課に保管してあるので、該当者は受取り
に来てください。

安芸市長 西内 直彦

送達を受けるべき者の氏名

送達する書類の名称

千光士 舞

8 税差押第 95 号 差押調書（謄本）

なお、地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により掲示をした日から起算して 7 日を経過し
たときに書類の送達があったものとみなされます。